

高等学校等就学支援金・入学準備サポート事業 申請意向確認書

※①②それぞれ確認の上、該当する項目の□にチェック（✓）を入れて、
入学許可予定者オリエンテーション（3月21日）当日、学校へ提出して下さい。

令和 年 月 日

学校名	山梨県立日川高等学校
生徒氏名	

①高等学校等就学支援金

【確認事項】

- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

※全生徒に、入学許可オリエンテーション以降、
オンラインで本登録を行っていただきます。

どちらかチェックしてください

	確認項目
<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定 <u>申請します</u> 。
<input type="checkbox"/>	所得制限基準（おおよそ年収910万円※扶養親族の人数等により変動）に該当する、または他の理由により <u>申請しません</u> 。

※所得が基準内かどうか迷う場合は、申請し審査を受けることをご検討下さい。

②高等学校等入学準備サポート事業

【確認事項】

- 入学準備サポート事業は、**保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税の世帯の生徒**に対して入学に要する費用負担を軽減するため県が独自に給付金を支給する制度で、返済不要です。

※希望者は入学許可オリエンテーション以降、
事務室に申請書類を取りに来てください。

どちらかチェックしてください

	確認項目
<input type="checkbox"/>	高等学校等入学準備サポート事業の支給を受けたいので、 <u>申請書を提出します</u> 。
<input type="checkbox"/>	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が課税であるため、または他の理由により、 <u>申請書を提出しません</u> 。

※所得割額が非課税か分からない場合は、申請し審査を受けることをご検討下さい。締切日以降は申請できません。

【留意事項】

修正申告や税の更正等の手続きを行った場合には、税務署から発出される更正通知書又は市役所や役場から発出される市町村民税の変更通知書の写しを、通知から15日以内に高等学校に提出して下さい。